ニ　当該対象多世帯同居改修工事等に係る多世帯同居改修標準的費用額から二百五十万円を控除した金額

ホ　当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等又は対象多世帯同居改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について行われた増築、改築その他の政令で定める工事に要した費用の額（当該工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）

二　第四項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が当該対象高齢者等居住改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修及び対象耐久性向上改修工事等に係る標準的費用額、多世帯同居改修標準的費用額、耐震改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（以下この号において「標準的費用合計額」という。）を超える場合には、当該標準的費用合計額）

イ　当該対象住宅耐震改修及び対象耐久性向上改修工事等に係る耐震改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額から二百五十万円を控除した金額

ロ　前号ロ及びニに掲げる金額

ハ　当該対象高齢者等居住改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修及び対象耐久性向上改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について行われた増築、改築その他の政令で定める工事に要した費用の額（当該工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）

三　第五項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が当該対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等及び対象耐久性向上改修工事等に係る標準的費用額、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（以下この号において「標準的費用合計額」という。）を超える場合には、当該標準的費用合計額）

イ　当該対象一般断熱改修工事等及び対象耐久性向上改修工事等に係る断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額から二百五十万円（対象一般断熱改修工事等として第十項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、三百五十万円）を控除した金額

ロ　第一号ロ及びニに掲げる金額

ハ　当該対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等及び対象耐久性向上改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について行われた増築、改築その他の政令で定める工事に要した費用の額（当該工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）

四　前項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が当該対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等及び対象耐久性向上改修工事等に係る耐震改修標準的費用額、標準的費用額、断熱改修標準的費用額、多世帯同居改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（以下この号において「標準的費用合計額」という。）を超える場合には、当該標準的費用合計額）

イ　当該対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等及び対象耐久性向上改修工事等に係る耐震改修標準的費用額、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額から五百万円（対象一般断熱改修工事等として第十項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、六百万円）を控除した金額

ロ　第一号ロ及びニに掲げる金額

ハ　当該対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等及び対象耐久性向上改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について行われた増築、改築その他の政令で定める工事に要した費用の額（当該工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）

第四十一条の十九の三第九項中「第一項、第三項及び第五項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第二項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第三項及び第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項ただし書中「高齢者等居住改修工事等」を「対象高齢者等居住改修工事等」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第三項、第七項及び第八項」を「第二項、第五項及び第六項」に改め、同項ただし書中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五項」を「第三項」に改め、同項ただし書中「多世帯同居改修工事等」を「対象多世帯同居改修工事等」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「、第三項及び第五項から第八項まで」を「次条第六項」を「次条第五項」に、「高齢者等居住改修工事等、第三項」を「対象高齢者等居住改修工事等、第二項」に、「第五項に」を「第三項に」に、「多世帯同居改修工事等、第六項」を「対象多世帯同居改修工事等、第四項」に、「第七項」を「第五項」に、「第八項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第九項」を「第八項」に、「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第二十項とする。

第四十一条の十九の四の見出し中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同条第一項中「第四十一条第十項に規定する認定住宅」を「第四十一条第十項第一号から第三号までに掲げる家屋」に改め、「及び次項」を削り、「「認定住宅」を「「認定住宅等」に、「認定住宅で」を「認定住宅等で」に、「次項及び第六項」を「第五項」に、「認定住宅を」を「認定住宅等を」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「第五項」を「第四項」に、「認定住宅に」を「認定住宅等に」に、「認定住宅限度額を超える場合には、認定住宅限度額」を「六百五十万円を超える場合には、六百五十万円」に、「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「認定住宅に」を「認定住宅等に」に、「第八項」を「第七項」に、「認定住宅証明書」を「認定住宅等証明書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項」を「第二項」に、「認定住宅証明書」を「認定住宅等証明書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「第六項」を「第五項」に、「認定住宅証明書」を「認定住宅等証明書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第三項」を「第二項」に、「第六項」を「第五項」に、「認定住宅証明書」を「認定住宅等証明書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第三項」を「第二項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第三項」を「第二項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「及び第三項」を「及び第二項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「認定住宅」を「第三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十四項の規定による修正申告書及び」を「第十三項の規定による修正申告書及び」に改め、同項第一号中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項第二号中「で第十四項」を「で第十三項」に、「第四十一条の十九の四第十四項」を「第四十一条の十九の四第十三項」に、「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第四項」を「第三項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第十六項とする。